

申請・請求時に提出が必要となる書類について①

対象世帯であることを証明する提出書類

※どの対象経費を申請するかに関わらず、

・婚姻をした方は、【①または②】、【③】、【⑤】の提出が必要です。

・ファミリーシップ宣誓をした方は、【③】、【④】、【⑤】の提出が必要です。

種類	証明書等の種類	入手できるところ	該当ページリンク
戸籍に関する書類	①婚姻届受理証明書	各区役所・支所 ※婚姻届受理証明書は届出をした区役所・支所でのみ入手可能です。	https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000011518.html
	②戸籍全部事項証明書		
住民票に関する書類	③住民票（注1）	各区役所・支所	
	④ファミリーシップ宣誓書受領証	名古屋市スポーツ市民局生活部 男女平等参画推進課	https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000157975.html
税に関する書類	⑤課税（所得）証明書	市税事務所、 各区役所・支所の 税務窓口	https://www.city.nagoya.jp/keurashi/zeikin/1007927/1011872/1011876.html

（注1）世帯全員及び続柄が記載され、個人番号の記載がないもの

申請・請求時に提出が必要となる書類について②

各対象経費の申請に必要な提出書類

※下記の書類に加えて各対象経費の支払を証明する領収書の写しの提出も必要です。

※領収書において、対象経費の名目が記載されていることをご確認ください。

対象経費区分	提出必要書類
住宅取得費	<ul style="list-style-type: none">・住宅の売買契約書、工事請負契約書等の写し・金融機関とのローン契約書等及び返済計画がわかる書類の写し（現に当該取得費用に係るローン契約に基づき元金の返済をしている場合に限る。）
住宅リフォーム費	<ul style="list-style-type: none">・住宅のリフォームの請負契約書等の写し・金融機関とのローン契約書等及び返済計画がわかる書類の写し（現に当該リフォーム費用に係るローン契約に基づき元金の返済をしている場合に限る。）
住宅賃借費	<ul style="list-style-type: none">・住宅の賃借契約書の写し・住宅手当支給証明書又は住宅手当等の金額が明記されている給与明細等の写し（勤務先等から住宅手当等を受けている場合に限る。）
引越費用	

申請・請求時に提出が必要となる書類について③

夫婦等それぞれの課税(所得)証明書で
合計所得金額を確認してください。

※合計所得金額記載欄に
記載している金額を
申請フォームの欄に入力してください。

名古屋市が発行する証明書の場合、
赤枠内 が合計所得金額の項目です。

市民税・県民税・森林環境税 証明書

証-72

(住所) 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

(氏名) 名古屋 太郎

令和 7年度(令和 6年分所得)

所得金額 (円)	所得控除額 (円)	課税標準額 (円)
合計所得金額 4,020,000	社会保険料控除 300,000	総所得 2,960,000
総所得金額等 4,020,000	配偶者・扶養基礎控除 430,000	
総所得 4,020,000		
給与所得 2,020,000		
給与収入 3,000,000		
その他の所得 2,000,000		
	所得控除計 1,060,000	市民税 (円) 227,920
	扶養親族内訳 本人該当	調整控除前所得割額 59,200
	配偶者 控除対象(一般)	調整控除額 2,000
	特定 0	税額控除額等 500
	老人 0	税額控除額等 0
	同居 0	税額控除額等 0
	16歳未満 1	税額控除額等 0
	その他 0	税額控除額等 0
	障害 特別 0	税額控除額等 0
	同居 0	税額控除額等 0
	その他 0	税額控除額等 0
		所得割額 225,900
		均等割額 2,800
		均等割額 1,500
		森林環境税 (円) 減免額 0
		森林環境税 (円) 1,000
		森林環境税免除額 (円) 0
		森林環境税免除額 (円) 289,900

(備考)
税源移譲前の税率で計算した市民税所得割額等情報
調整控除前所得割額 168,720円 調整控除額 1,500円
税額控除額等 0円 配当割額控除額等 0円
定額減税額 0円 所得割額 167,200円
以下余白

[証明書の説明]
(1) 「税所得」は給与所得と年金所得とその他の所得の合計です。ただし、金額が0かマイナスの場合には「0」が記載され、合計した金額と「総所得」とが一致しない場合があります。
(2) ()内の収入等の金額は、1年間(令和 6年1月1日から令和 6年12月31日まで)の収入を合計した金額です。
(3) 譲渡所得の金額は、特別控除額を控除した後の金額です。
(4) 給与所得の金額は、特定支出の額(特定支出)に係る控除の額及び所得金額調整控除(所得調整)の額を控除した後の金額です。

※この証明書は、黒色の電子印を使用しています。
上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
市税事務所長

申請・請求時に提出が必要となる書類について④

該当する方のみ提出が必要な書類

現に貸与型奨学金の返済を行っている場合は下記書類をご準備ください。

	提出必要書類
奨学金の返済が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・奨学金返還証明書 ※返済先が証明書を発行しない場合は、通帳の写しや銀行振り込み明細の写し等支払者氏名、支払先、金額、支払日が確認できるものを提出してください。

<対象となる奨学金（一例）>

貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済を現に行っている場合のみ、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除できます。

【対象となる奨学金の例は下記のとおり】

※なお、下記以外のものについては、本事業問い合わせ窓口にお問い合わせください。

- ・日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度資金）
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
- ・地方公共団体の実施する奨学・育英資金・技能者育成資金融資制度における融資金

申請・請求時に提出が必要となる書類について⑤

振込先の口座情報がわかる書類

通帳の見開き、キャッシュカード、インターネットバンキング等の
①金融機関名、②支店名又は支店番号、③口座番号、④口座名義人が記載されているページの写真（スキャンデータ）を添付してください。
なお、1つの添付書類で上記の口座情報①～④が記載していない場合は、複数の書類を添付してください。

通帳の見開き



キャッシュカード



インターネットバンキングの
スクリーンショット

